

自動車リサイクル券お持ちですか？

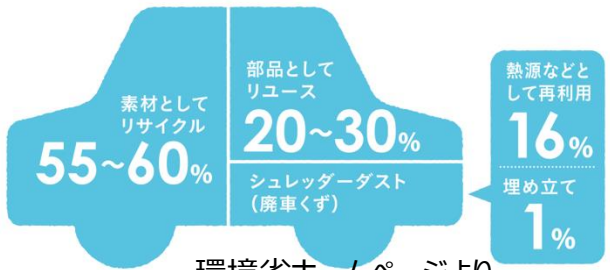
2024.5.9. MVF

自動車はリサイクル率99%のリサイクルの優等生と言われてます。

資源やエネルギーとして

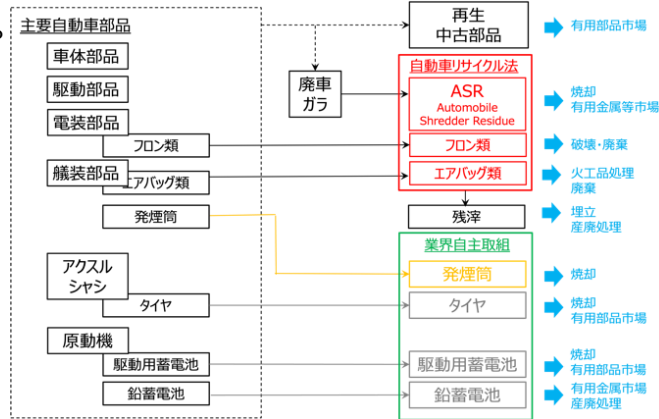
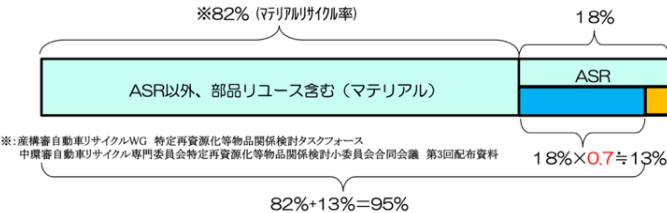
約99%再利用

有用部品や金属類は以前からリユース・リサイクルされていましたが、シュレッダーダストはほぼ全量が埋め立てられていました。自動車リサイクル法によってシュレッダーダストの再資源化が進み、現在ではクルマ全体の約99%が再利用されています。



2005年「自動車リサイクル法」が施行され、リサイクル率は向上しました。法施行により廃車処理費を事前に預けた証として「自動車リサイクル券」が発行されます。新車購入時はA・B・C券が購入者に渡され、下取りに出した際にはC券はそのまま、A・B券を下取り車に付けて渡すルールになってます。（因みに2005年以前車両廃車の場合は処理費を支払う必要があります。）これは車両の下取り価格とは別ですので、下取りに出す場合は要チェックです。

右図は廃車部品をどう処理していくかの流れです。「自動車リサイクル法」では埋立処理場対策からシュレッダーダスト（ASR）、フロン規制対応、火工品となるエアバッグを対象に加え、従来82%であったリサイクル率を95%以上に向上してます。



私たちが預けたリサイクル料金はどうなってるんでしょうか？

- 預け先は自動車リサイクルセンター（通称：JARC）です。
- JARCが一旦預かり、廃車完了後メーカー等へ払戻、業者へ処理料が支払われます。
- 輸出等で国内で廃車しない場合は請求に基づき返還されます。
- JARCは預託金として約9000億円を預かり、国債等で運用してます。
- 返還請求のなかったりサイクル料は別会計として離島対策・災害対策に活用されてます。

下記に流れを示します。

